

(写)

高第309号
障第401号
令和4年6月16日

各高齢者・障がい者
福祉サービス事業所・施設 設置者 様

岐阜県健康福祉部高齢福祉課長
障害福祉課長

新型コロナウイルス感染症の入院基準の変更について

平素より、県の福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、オミクロン株の感染拡大により、新規感染者数は増加したものの、入院医療を要する状態となる方の数は限られていることから、6月15日、岐阜県新型コロナウイルス感染症対策 調整本部において入院基準についての検討が行われ、6月16日より入院基準が変更されたところです。

この変更により、年齢による一律の入院基準は削除され、高齢者についても中等症以上の症状がある方、入院を必要とする基礎疾患をお持ちの方、その他医師が入院の必要を認めた方が入院対象とされましたので、お知らせいたします。

なお、施設において新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生した場合の対応については、法人の本部が県外にある場合でも、所轄の保健所の調査、検査及び入院や施設内療養等の療養先の調整にご協力いただきますようお願いいたします。

岐阜県健康福祉部高齢福祉課 事業者指導係			
係長	堀部	担当	大野
TEL	058-272-1111 内線 2600		
FAX	058-278-2639		

岐阜県健康福祉部障害福祉課 事業所指導係			
係長	若原	担当	信田
TEL	058-272-1111 内線 2686		
FAX	058-278-2643		